

令和6（2024）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務
公募型プロポーザル 審査基準

区分		評価項目	配点
1	業務内容の理解度	(1) 悪質商法や消費者被害の特徴並びに、本事業の業務目的及び業務内容を十分に理解しているか。	10
2	企画提案の優位性	(2) 【ターゲットに応じた仮説の設定】 現状分析を踏まえ、ターゲットに行動変容を促す適切な仮説がなされているか。	10
		(3) 【広告の運用方針】 広告効果の最大化を図るための運用方法の提案において、配信手法・最適化設定は適切か。リスティング広告のキーワード選定能力があるか。広告の効果測定及び改善方法は適切か。	20
		(4) 【広告物の作成方針】 消費者被害の未然防止、拡大防止につながる行動を訴えるような提案がなされているか。広告物とランディングページとの親和性・一貫性はあるか。	10
		(5) 【目標設定】 事業目的を達成するための効果的かつ実現可能な目標設定がなされているか。計測すべき数値を理解し、計測できる設定能力があるか。	10
		(6) 【その他提案】 仕様書にて求められている内容以上の提案があり、かつ業務目的達成に有効な手段となっているか。	5
3	企画提案の実施可能性	(7) 【実施体制】 実施体制（専門知識を有した人員体制を含む）及び実施スケジュールが、業務を安定的に遂行できるものであるか。	15
		(8) 【業務実績】 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。報告書は業務の効果や進捗がわかりやすいものであるか。	10
		(9) 【経費】 業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
合 計			100